

**呉市介護予防・日常生活支援総合事業**  
**第1号通所事業（介護予防通所介護相当）サービス契約書**

\_\_\_\_\_様（以下「利用者」と略します。）と医療法人社団たつき会菅田医院デイサービスセンターすみれ（以下「事業者」と略します。）は、事業者が提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

**（契約の目的）**

第1条事業者は、介護保険法（平成9年法律第123号）その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、支援することを目的としてサービスを提供します。

**（契約期間）**

第2条 この契約の期間は、以下のとおりとします。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日まで

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要支援状態区分の変更の認定を受け、認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要支援認定有効期間満了日までとします。

2 上記契約期間満了日までに利用者から契約更新しない旨の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。

**（個別サービス計画の作成及び変更）**

第3条 事業者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の介護予防サービス計画（または介護予防ケアマネジメント）の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した個別サービス計画を作成します。個別サービス計画の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者に説明して同意を得るものとし、作成した個別サービス計画を利用者に交付します。

**（提供するサービスの内容及びその変更）**

第4条 事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」のとおりです。

2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更が介護予防サービス計画（または介護予防ケアマネジメント）の範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

3 事業者は、利用者が介護予防サービス計画（または介護予防ケアマネジメント）の変更を希望する場合は、速やかに地域包括支援センター（または介護支援専門員）に連絡するなど必要な援助を行います。

4 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

### **(利用料等の支払い)**

第5条 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」の記載に従い、事業者に対し、利用者負担金を支払います。

2 利用料の請求や支払方法は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」のとおりです。

### **(利用料の変更)**

第6条 事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

### **(利用料の滞納)**

第7条 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を2ヶ月分以上滞納した場合は、事業者は、利用者に対し、1ヶ月以上の猶予期間を設けた上で支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除する旨の催告をすることができます。

2 事業者は、前項の催告をした場合には、担当の地域包括支援センター（または介護支援専門員）及び利用者が住所を有する市町村と連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解除することができます。

### **(利用者の解約権)**

第8条 利用者は、7日以上予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。

2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。

(1) 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしめない場合

(2) 事業者が、第12条に定める守秘義務に違反した場合

(3) 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

### **(事業者の解約権)**

第9条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により2週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

(1) 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった

場合

(2) 利用者が事業者の通常の事業（または送迎）の実施地域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合

2 事業者は、前項によりこの契約を解約する場合には、担当の地域包括支援センター（または介護支援専門員）及び必要に応じて利用者が住所を有する市町村等に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

### **（契約の終了）**

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

(1) 第2条第2項に基づき、利用者から契約更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合

(2) 第8条第1項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合

(3) 第6条若しくは第8条第2項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合

(4) 第7条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合

(5) 第9条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合

(6) 利用者が介護保険施設へ入所した場合

(7) 利用者が（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護サービスまたは（介護予防）認知症対応型共同生活介護を受けることとなった場合

(8) 利用者の要介護状態区分が要介護または自立となった場合

(9) 利用者が死亡した場合

### **（損害賠償）**

第11条 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者または利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者または利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合はこの限りではありません。

2 前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。

3 利用者または利用者の家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

### **（守秘義務）**

第12条 事業者及び事業者の従事者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者または利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。

2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者または利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

3 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の介護予防サービス計画（または介護予防ケアマネジメント）立案のためのサービス担当者会議並びに地域包括支援センター（または介護支援専門員）および介護予防・生活支援サービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。

4 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

### **（苦情処理）**

第13条 利用者または利用者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。

3 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

### **（サービス内容等の記録の作成及び保存）**

第14条 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存します。

2 利用者及び利用者の後見人（必要に応じ利用者の家族を含む）は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

3 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、第1項の記録の写しを交付することができるものとします。

### **（契約外条項）**

第15条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

以上のとおり、介護予防・生活支援サービスに関する契約を締結します。

上記契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ1部ずつ保有します。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

(事業者) 私は、利用者の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

事業者住所	呉市川尻町東一丁目21番1号
事業者(法人名)	医療法人社団たつき会菅田医院
代表者職・氏名	理事長 菅田 宗樹 印

(利用者) 私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。

利用者住所

氏名 印

(代理人) 私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

署名代行者住所

氏名 印

本人との続柄

(立会人) 私は、(※利用者との続柄)として、この契約に立ち会いました。

住所

氏名 印



**呉市介護予防・日常生活支援総合事業**  
**第1号通所事業（介護予防通所介護相当）契約書別紙（兼重要事項説明書）**

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

**1. 事業者（法人）の概要**

事業者（法人）の名称	医療法人社団たつき会菅田医院
主たる事業所の所在地	呉市川尻町東一丁目21番1号
代表者（職名・氏名）	理事長 菅田 宗樹
設立年月日	平成11年8月
電話番号	0823-87-2529

**2. ご利用事業所の概要**

ご利用事業所の名称	医療法人社団たつき会菅田医院デイサービスセンターすみれ	
サービスの種類	介護予防通所介護 第1号通所事業（介護予防通所介護相当）	
事業所の所在地	〒737-2518 呉市安浦町内海北六丁目3番20号	
電話番号	0823-70-6678	
指定年月日・事業所番号	平成26年3月1日	3470503115
利用定員	35名	
通常の事業の実施地域	呉市(川尻町・安浦町・仁方地区)、東広島市黒瀬町(檜原・兼沢)	

**3. 事業の目的と運営の方針**

事業の目的	要支援者または事業対象者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や、家庭環境などを踏まえ、介護保険法その他の関連法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

**4. 提供するサービスの内容**

第1号通所事業（介護予防通所介護相当）は、事業者が設置する事業所に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

## 5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時まで
サービス提供時間	午前9時30分から午後3時30分まで

## 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤2人
看護職員	常勤2人、非常勤3人
介護職員	常勤6人、非常勤5人
機能訓練指導員	常勤2人、非常勤3人

## 7. 事業所の管理者

あなたへのサービス提供の管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管 理 者 名 田 二 三
----------	---------------

## 8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

また、事業対象者は、サービスの利用回数に応じて要支援1または要支援2の方と同額になります。

(1) 第1号通所事業（介護予防通所介護相当）

### 【基本部分】

サービスの内容 (1月あたり)	通所型サービス費（1月につき）			
	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金※（注2）参照		
		（1割）	（2割）	（3割）
週1回程度の通所サービス（通所介護）が必要とされた場合（要支援1、事業対象者）	17,980円	1,798円	3,596円	5,394円
週1回程度の通所サービス（通所介護）が必要とされた場合（要支援2）	18,110円	1,811円	3,622円	5,433円
週2回程度の通所サービス（通所介護）が必要とされた場合（事業対象者、要支援2）	36,210円	3,621円	7,242円	10,863円

(注1) 上記の基本利用料は、呉市が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

**【加算】**

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件 (概要)		加算額			
			基本利用料	利用者負担金		
				(1割)	(2割)	(3割)
生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算を実施した月		2,000円	200円	400円	600円
科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算を実施した月		400円	40円	80円	120円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1月につき)	要支援1	880円	88円	176円	264円
		要支援2	1,760円	176円	352円	528円
サービス提供体制強化加算Ⅱ		要支援1	720円	72円	148円	216円
		要支援2	1,440円	144円	296円	432円
サービス提供体制強化加算Ⅲ		要支援1	240円	24円	48円	72円
		要支援2	480円	48円	96円	144円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	当該加算の算定要件を満たす場合		1月の利用料金 (基本部分+各種加算減算)×9.2%	左記額の1割		

**【減算】**

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件 (概要)		加算額			
			基本利用料	利用者負担金		
				(1割)	(2割)	(3割)
事業所と同一建物に居住する利用者へのサービス提供減算	当該減算の要件に該当した場合 (1月につき)	要支援1	▲3,760円	▲376円	▲752円	▲1,128円
		要支援2	▲7,520円	▲752円	▲1,504円	▲2,256円
		要支援2 (週1回程度)	▲3,760円	▲376円	▲752円	▲1,128円

高齢者虐待防止 未実施減算	当該減算の要件 に該当した場合 (1月につき)	要支援1	▲180円	▲18円	▲36円	▲54円
		要支援2	▲360円	▲36円	▲72円	▲108円
		要支援2 (週1回程度)	▲190円	▲19円	▲38円	▲57円
業務継続計画未 策定減算	当該減算の要件 に該当した場合 (1月につき)	要支援1	▲180円	▲18円	▲36円	▲54円
		要支援2	▲360円	▲36円	▲72円	▲108円
		要支援2 (週1回程度)	▲190円	▲19円	▲38円	▲57円
送迎減算	事業所が送迎を 行わない場合		▲470円	▲47円	▲94円	▲141円

### (3) その他の費用

食費	食事の提供を受けた場合、1回につき690円の食費をいただきます。 ※利用中止の場合、中止連絡が当日AM8:30を過ぎると食費をいただきます。
おむつ代	必要に応じて実費としていただきます。
その他	利用者が希望された場合、手芸等レクリエーションの材料費をいただきます。 利用者が希望され、外食や演劇鑑賞など外出レクなどを行った際は、実費としていただきます。

### (4) キャンセル料

通所型サービスは、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

### (5) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の月末日(祝休日の場合は直後の平日)
現金払い	サービスを利用した月の翌月の10日以降に請求させていただきます。

## 9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに家族、主治医、居宅介護支援事業所、及び市町村等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

## 10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0823-70-6678 管理者 名田 二三
---------	--------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

呉市役所 介護保険課	所在地 電 話 受付時間	広島県呉市中央四丁目1番6号 0823-25-2626 8:30~17:15
東広島市役所 福祉保健部介護保険課	所在地 電 話 受付時間	広島県東広島市西条栄町8番29号 本館2階 082-420-0937 8:30~17:15
広島県国民健康保険 団体連合会	所在地 電 話 受付時間	広島県広島市中区東白鳥町19番49号 082-554-0783 8:30~17:15

## 12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

## 13. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 呉市川尻町東一丁目21番1号  
事業者（法人）名 医療法人社団たつき会菅田医院  
代表者職・氏名 理事長 菅田 宗樹

説明者職・氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。  
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所

氏名

署名代行者（又は法定代理人）

住所

氏名

本人との続柄

立会人 住所

氏名

本人との続柄